

岐阜県行政書士会長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

「経営事項審査申請の手引き」の一部改正について（通知）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、「経営事項審査申請の手引き」について一部改正を行いましたので、今後の事務の際にご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、手引きは下記にも掲載していることを申し添えます。

記

1 主な改正点

- ・ 13 技術者資格証等の写しの欄内

「認定能力評価基準によりレベル4又はレベル3と判定された者は能力評価結果通知書」を追加しました。(p10)

- ・ 記載要領 別紙三 16項番

種類	名称	範囲
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有すもの
トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
	トラクターショベル	パケット容量が0.4立方メートル以上のもの
整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの

を追記しました。(p35)

- ・ (2) 技術職員として認められる資格の内容の欄内

該当条項	内容	有資格区分コード	技術者区分
規則第18条の3第2項第2号	国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4技能者と判定された者	704	レベル4
	国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3技能者と判定された者	703	レベル3

を追記しました。(p45)

・(3) 技術者評価についての欄内

「基幹技能者」を「基幹技能者、認定能力評価基準（レベル4）」に、「2級技術者」を「2級技術者、認定能力評価基準（レベル3）」に改めました。（p45）

・5 業種別技術職員コード表 3/3の欄内 該当項目のみ表記

コード	資格区分	評点	建設業の種類
704	認定能力評価基準（レベル4）	3	土、建、大、左、と、石、屋、電、管 タ、鋼、筋、舗、し、板、塗、防、内、 絶、通、園、井、具、水
703	認定能力評価基準（レベル3）	2	同上

を追記し（p54）、「認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業」一覧を追加しました。（p55）

・国土交通大臣許可の取扱い変更に伴い、不要部分を削除しました。（p4、p5、p7旧のp12-p13（頁削除）、p47）

2 掲載場所

岐阜県公式ホームページ 「経営事項審査の広場」

トップ>社会基盤>県土・都市整備>建設業・入札制度関係>経営事項審査の広場

http://cms.portal.rentai.gifu/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/DL_keisin.html

所 属	岐阜県県土整備部 技術検査課 建設業係		
係 長	市 原	担当者	田 中
電 話 番 号	058-272-8504		
F A X 番 号	058-278-2734		